

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 1世帯当たり30,000円支給のご案内

支給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間~4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が 令和5年度
「住民税非課税」 の世帯

令和5年1月~9月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：~令和5年10月31日(火)

【申請書配布先】福祉保健課、身延支所
下部支所、久那土出張所、古関出張所

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
 - 中身を確認して、町に **返信してください**。
- 【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、令和5年度住民税未申告者がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、町の窓口^①に直接または郵送でご提出ください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、1人を扶養の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに町の窓口^①に、直接または郵送でご提出ください。

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国・県・町の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

身延町福祉保健課福祉担当

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

☎ 0556-20-4611 受付時間 平日8:30～17:15